

自民党憲法改正草案に対抗する幅広い運動を

弁護士 早田 由布子



「憲法を憲法でなくす」自民党改憲草案

昨年5月28日、ある自民党国会議員のツイート（発言）に、ツイッター上の法律家たちは騒然となりました。自民党の改憲草案起草委員会のメンバーであるその議員は、「時々、憲法改正草案に対して、『立憲主義』を理解していないという意味不明の批判を頂きます。（中略）昔からある学説なのでしょうが。」と述べたのです。

「立憲主義」というのは、近代国家の憲法であれば必ず根本的な原理としている、「権力は放っておくと必ず独裁・暴走・圧政を敷くようになって国民の権利を侵害するので、憲法を作って国家権力を縛り、これによって国民の自由と権利を守る」という考え方です。つまり、憲法とは「国民の自由と権利を守る」ことを目的として作ら

れるものであり、「国家権力を縛るものである」ということです。これは、少しでも憲法学をかったことのある方であれば必ず聞いたことがあるほど、近代憲法の最も基礎的な原理です。しかし、こんな基礎的なことすら理解していないこの議員が作ったのが、自民党改憲草案なのです。

その内容も、9条の改正と国防軍の設置にとどまるわけではありません。「人は生まれながらにして自由・平等であり、幸福を追求する権利を有する」という考え方を「採用しない」と明言し（草案12条他、97条の削除）、「個人としての尊重」が消えて少数者の権利保護を放棄しています（草案13条。中でも表現の自由については、その目的が「公益及び公の秩序」に反するものは認められないとして、制限の幅を大きく広げています。その一方で、国民の憲法尊重義務（草案102条1項）をはじめとして、日の丸君が代尊重義務（草案3条）、領土・資源確保への協力義務（草案9条の3）など、国民の義務を大幅に増やしています。

このように、自民党改憲草案は、立憲主義の考え方に真っ向から反対し、「憲法を憲法でなくす」ものなのです。

新しい運動の立ち上げ

私たちは、まず何よりも、これまで9条の会をはじめとする市民運動に全く関わってこなかった、労働組合にも入ったことがない、憲法に興味を持ったことのない、そういった市民の方々（特に若い世代の方々）に、自民党改憲草案の危険性を広く伝えていかなければならないと考えました。

そこで今年の1月、経験15年以下若手弁護士による新しい団体として、「明日の自由を守る若手弁護士の会」を立ち上げました。3月30日現在、会員数は200人を超えています。

この間近に迫っている危機を前に、自民党憲法改正草案の内容とその危険性を、まずはとにかく知ってもらうこと。その上で、自分たちが住むこの国のあり方としてこれよりよいのかを考えてもらうこと、を目的として私たちは活動を行っています。

自民党改憲草案の内容をかわいいイラストでコンパクトに説明したA4用紙4つ折りサイズのパンフレット（一部15円で販売しております）や、立憲主義を説明するための紙芝居などを使って、自民党改憲草案の内容を知らせるとともに、憲法が持つそもそもの意味を多くの方々に伝えていきたいと思っています。また、ホームページやツイッター、フェイスブックといったインターネットを使って、若い世代の



3月30日に行われた第1回「明日の自由を守る若手弁護士の会」総会の様子

方々とも対話していきたいと思っています。

一人ひとりが対話を

こと憲法については、自分の生活にそれがどう影響するのかわからないイメージじつらいついという難点があります。そのため、憲法に興味を持ったことがない方々に訴えかけることの難しさをずっと感じてきました。とりわけ若い世代の中では、戦争や軍隊に対する抵抗感が極めて薄くなっています。

こういった方々に、単に「平和は大事」「9条は大切」とだけ訴えても届きませんし、対話が途切れてしまう危険性もあります。

9条が変わったら具体的にどうなるのか。日本人が外国の人を殺すようになるし日本人が殺されるようになるのだ、攻撃されて傷つき、攻撃して傷ついた人たちが日本に帰ってくるようになるのだ。そういった具体的なイメージを、実感が伴うように、一人ひとりと対話して伝え、本心に9条の改憲を許していいのか、この自民党草案への改憲を許していいのか、考えてもらうほかに道はないように思います。



若手弁護士の会で発行しているパンフレットで使用しているイラスト
草案が立憲主義に反するものであることを説明するもの。